

古田史学の会・東海

東海の古代

第168号 平成26(2014)年8月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

年輪年代法に思う

名古屋市 石田敬一

2012年にノーベル生理学・医学賞を受賞されたiPS細胞の山中伸弥京大教授に続いて、2014年は、ノーベル賞を確実視された理化学研究所の小保方晴子ユニットリーダーのSTAP細胞（万能細胞）の研究が話題になりましたが、論文どおりに第三者が試験を実施しても再現が不可能だったことや論文に使われている画像に不自然な加工のあとが見られたため、論文の捏造疑惑や盗作疑惑も浮上しました。

疑惑後の記者会見で小保方さんは捏造説を否定しましたが、明確な証拠を提示することができず、疑惑がぬぐえませんでした。個人的にはSTAP細胞を複数の第三者が一刻も早く作製し、私たちの生活に貢献できることを示して欲しいと願っています。

今回のSTAP細胞に関わる騒動を契機として、古代史学・考古学の世界でも気になったことがありました。

それは、日本の年輪年代法です。

年輪年代法は、欧米で正確な暦年代を判定する科学的手法として定着しているようです。1970年代には、私の所属していた大学の研究室に

おいても、年輪年代法が注目され研究が進められようとしていました。公式上は1980年に考古学者の光谷拓実氏が始めた研究が日本での最初ということになっています。年輪年代法は、多くの古木の年輪を調べ、その基礎データに基づき樹木の年輪パターンを分析して作成された標準年輪曲線を基に、対象とする木材の伐採年代を判定する方法であり、日本の年輪年代法は、近年、科学的年代測定法として徐々に信頼性が高まってきていると思います。

私は、これまで、この年輪年代法に基づく研究成果、たとえば、法隆寺の心柱の伐採時期について594年と判定した結果を正しいとして受け入れてきました。

しかし、このたびのSTAP細胞にまつわる騒動により、あらためて研究過程の透明性や第三者による研究成果の検証の重要性を考えさせられ、日本の年輪年代法についても、STAP細胞騒動と同様の問題を抱えていると思いました。

というのも、日本の年輪年代法による判定は、光谷拓実氏が第一人者として行ったものですが、その基本的なデータは公開されていないため、どのように年代を判定されているのか、第三者による検証がされていないようです。STAP細胞の例と同様に、科学的な根拠が示されないまま判定結果を信用することは、危険であると感じています。今後、第三者によるデータおよび判定の検証を行い、日本の年輪年代法を

確固たる科学的手法として、法隆寺の心柱の伐採年が確かに594年であると客観的に結論づけていただきたいと考えています。

もし、私の勉強不足で、すでに基礎データが公開されているのであれば、私自身もそのデータを検証し、自信を持って法隆寺に関する議論を深めたいと思います。



日本人はどこからやってきたのか。

この問題は古くて新しい問題です。私たちの年代1960年代に学校教育を受けた者たちは、小学校でも中学校でも、ほとんどの人が次のように習ってきました。

南方から中国・朝鮮半島経由で移ってきたか、あるいは中国南部から直接海路で侵入してきた人たちがいた。この人たちが縄文人で1万年前に日本列島に根を下ろし、動物を狩り、木の実や草を採り、物がなくなれば移動して生活していた。彼らは縄文土器と呼ばれる縄目模様の独特の土器を創り出した。その後、今から3千年程前、別の人たちが、大陸から朝鮮半島経由で水稲栽培の技術を持ってやってきた。この人たちが弥生人である。彼らはその後先住していた縄文人を北へ追いやり本州の北部まで支配をひろげていった。追い出された縄文人は北上してアイヌとなった。そう教えられました。

しかし、その後の発掘調査の結果などを見ると、どうもこれは違っているのではないかな？ そんな疑問が湧いてきます。

2014年7月28日(月)付「中日新聞」(夕刊)は「縄文人・北方系と南方系 富山 骨分析で新仮説」と題して、次のような記事を載せています。

富山市埋蔵文化財センターは、富山市呉羽地

区の小竹貝塚で発見された縄文時代前期の女性の頭蓋骨を他地域の人骨と比較した結果、東北地方の人骨と形質が類似している。東北地方は北海道の人骨と、北海道は中国河南省の安陽市や東南アジアの人骨とそれぞれ似ており、小竹貝塚の縄文人が東南アジアから中国や北海道、東北地方を経て北から渡ってきた経路を示唆した。



調査した国立科学博物館の溝口優司名誉研究員(形質人類学)によると、これまでの縄文時代の人骨の比較分析では、東南アジアなど南方との類似点を示す結果しかなかったが、今回初めて北方から移り住んだ可能性を示唆する結果が出た。成果は日本人類学会誌に仮説として発表された。

また一方、岡山県で見つかっている縄文時代の人骨は、日本国内の人骨よりも東南アジアの人骨と似ており、北方系とは別の経路で日本に移り住んだとみられるという。

溝口名誉研究員は「状態の良い人骨が見つかったことでこれまで分からなかった縄文人のルーツの仮説ができた」と説明し、「今回は人骨一体で比較したため、今後はより多くの人骨を比較することで仮説を検証したい」と話しています。

小竹貝塚は、縄文前期では日本海側最大級で、1971年以降に富山県や富山市が100体の

人骨を発掘した。DNA鑑定では、現在のバイカル湖周辺や北海道の人に多い北方系と、東南アジアや中国南部に多い南方系のDNAの人が混在していた。

以上が今回の報道ですが、問題がないわけではありません。第一は溝口研究員自身が言っているように一体だけの人骨で全体を判断できないからです。日本の現代人でも身長が180cm以上の人もいれば160cmに満たない人もいます。顔も長細い人も角ばった人もいます。縄文人が画一であったわけではなく、比較検討するには、一定数の検体が必要で、その中から類似的特徴を見つけ出さなければなりません。

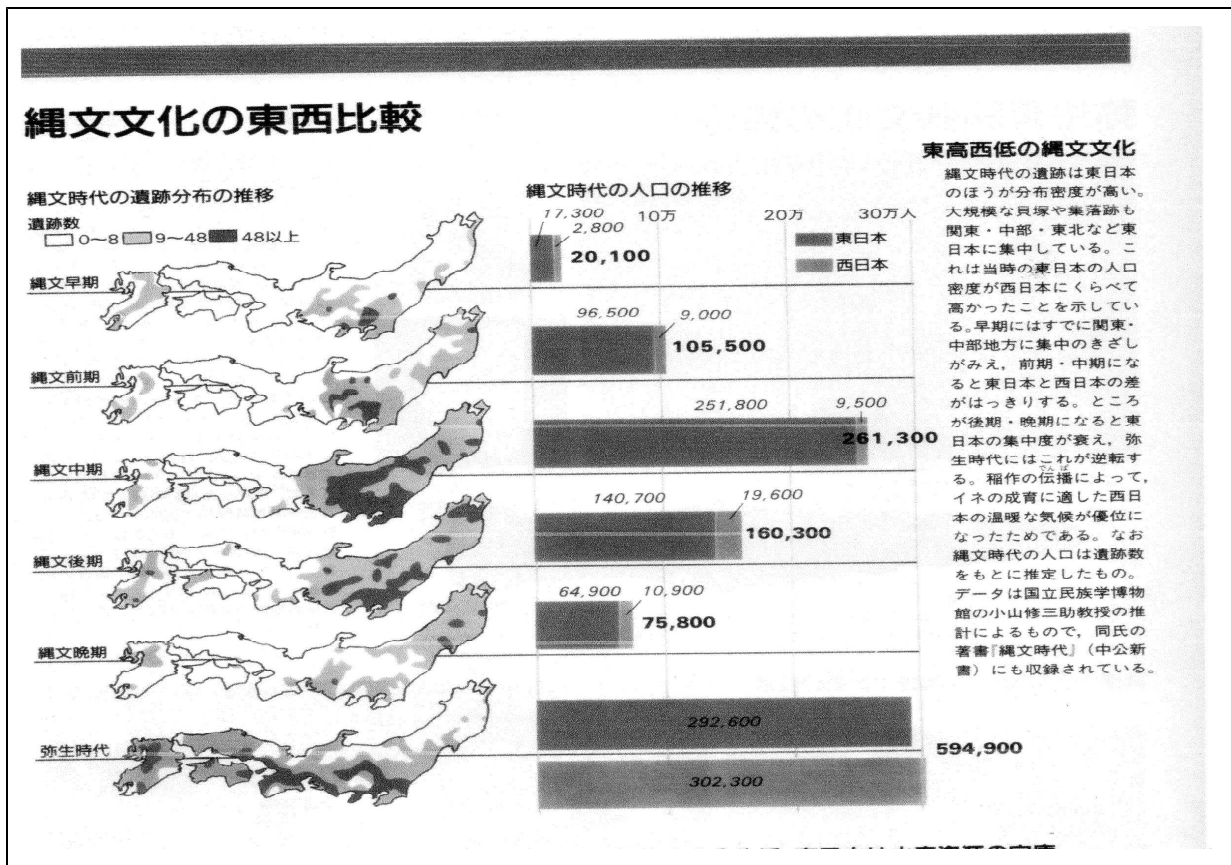
さらに、今回の調査だけでは日本人のルーツが判断できないと思われるからです。縄文時代の前期以前（約7000年前）の一時期、北方からこうした人の流れがあり、日本列島に定住したと仮定しても即この人たちがわれわれの先祖だとは限りません。なぜなら、それ以前にどこからか解らないけれども、すでに日本列島に住んでいた人たちがいたのかもしれないからです。国境というものが存在しないこの時代、絶

えずこうした北からも南からも人の交流があったと思われます。事実その後、弥生時代になると、北部九州に水稻技術を持った集団が現れ、中国江南地方から朝鮮半島を経由してやってきたことになっていますが、青森県垂柳遺跡から発見された水田跡は、九州からの伝播とは考えにくいのです。とすると、この時点でも南からの人口移動だけでなく北からも水稻技術を持った人たちがやってきていたということになります。

不思議なことに、縄文時代だけ考えてみてもその人口の偏りは異常な状況を示しています。縄文前期から中期（最も人口が多かった時期）は、関東から東北地方に偏っています。

南から入ってきた人たちは、なぜ四国・中国・近畿地方には定住しなかったのでしょうか。確かに縄文海進の時代、気温上昇があり東北地方の方が温暖であったと云えないことはありません。しかし日本列島よりも南からやってきた人たちにとってみれば中国・四国・近畿は決して住みにくいところではなかったはずです。

そこで考えられるのが、鬼界カルデラ噴火による火山灰層の問題です。7300年まえに起



きた大爆発は九州はもちろん四国・中国・近畿地方にかなりの火山灰を降らせました。この影響から脱するのに数千年かかったといわれています。この間の人口増は南からの移住者によるものというのは無理があるのではないのでしょうか？

ところが弥生に入るとこれが一変するのも不思議な現象ではないのでしょうか。

いずれにしても簡単に結論は出せないと思います。今後の発掘調査の結果が楽しみです。

前回に引き続いて掲載します。

- 161号(平成26年1月)
 - 1 発端
 - 2 式内社
 - 3 尾張国式内社
- 162号(平成26年2月)
 - 4 ひしめく神社
 - 5 多奈波太神社
- 163号(平成26年3月)
 - 6 三神社に注目するに至った契機
 - 7 綿神社
- 165号(平成26年5月)
 - 8 羊神社
- 166号(平成26年6月)
 - 9 羊神社をめぐる疑問

織維街の源流を求めて(その6)

名古屋市 加藤勝美

10 神社名のこじつけの果て

以上、綿神社も羊神社も「綿」と「羊」という、たった一文字を取り上げてのこじつけの数々。とりわけ、羊神社は涙ぐましいばかりの想像と強引なこじつけにより、考えられないような結論を紡ぎ出しています。

前々回、多奈波太神社を担当した鳶田氏の次

のような一文を紹介しました。

棚機姫が機織をしている情景を思い浮かべていると、この近くには、織物に関わりのある社名の式内社、綿神社と羊神社のあることに気がついた。偶然のことであろうか。

(『古代尾張氏の足跡と尾張国の式内社』267頁)

鳶田氏の素朴な疑問を待つまでもなく、多奈波太神社、綿神社、羊神社の三社は黒川に集中して三社は織物関係神社ではないかと誰しも疑問を抱く筈なのです。それが上記のようなこじつけを紡ぎ出すに至った原因は綿神社の解釈にあります。綿を「ワタ」と読んで海神に結びつけてしまったからです。祭神をワダツミとする神社は但馬国の海神社を始め少なくとも5社の海神社が式内社として記載されています。が、全式内社を見渡しても、綿神社という名の神社は当該神社以外に社も存在していないのです。

綿神社を織物とは関係のない海神社と解してしまうと、羊神社も単体として捉えざるを得なくなってしまう。このため、羊神社はなぜ羊神社という名になっているのかという一点にのみ関心が集中し、羊をめぐる地名由来するだの、群馬県高崎市に建っている多胡碑に刻印されている羊太夫に由来するだのと様々な説が出されるにいたり、果ては祭神さえこじつけるに至ったこと、すでに詳細にみたとおりです。

そこで、そういった様々なこじつけはいったんご破算にし、初心にかえってすなおに目前にある事実に向き合ってみなければなりません。つまり、先掲した鳶田氏の素朴な疑問に立ち返って考えなければならないのです。鳶田氏の言葉を再掲すると次の通りです。

棚機姫が機織をしている情景を思い浮かべていると、この近くには、織物に関わりのある社名の式内社、綿神社と羊神社のあることに気がついた。偶然のことであろうか。

11 織維街の源流を求めて

さあ、私の見解を述べることにしましょう。要点はたった二つです。

第一点は、なぜ、式内社が4社も集中して名

古屋市黒川周辺にひしめいているかです。一般に、式内社はぽつん、ぽつんとしか存在していません。たとえば広大な知多半島全域でも3社しかないのです。

第二点は4社中3社は多奈波太神社、綿神社、羊神社という、ズバリ織物関係神社と考えて無理のない神社であり、残りの一社は小江神社という神社です。木曾川、長良川、揖斐川という大河川の河口に近い地点にあって、河口が分かれて小江をなしている所から由来すると考えられる神社なのです。

一般には知られていませんが、黒川には織部町おべという町があったのです。『なごやの町名』(水野時二著、名古屋市計画局、平成4年3月)には織部町について次のように記されています。

昭和七年東区下飯田町の一部より成立。同十九年行政区の変更により北区となる。

町名は、大陸よりの渡来人が住み、織物を織っていたという言い伝えによる(『名北小学校誌』)。また、織布の工場が多かったことからとも考えられる(『名古屋の地名』)。通称「おりべ」と呼ばれていた。 (『なごやの町名』174頁)

また、『名古屋の地名』(水谷森光著、中日新聞本社、昭和55年4月)には次のように記されています。

(織部町は) 俗に“おべ”といていた。むかし、大陸から渡来した人が住みつき、織物を織っていたといい伝えられている。 (『名古屋の地名』50頁)

以上でおわかりのように、両書とも、「大陸から渡来した人が住み、織物を織っていたという言い伝え」を紹介しています。式内社は改めて述べるまでもなく、平安時代初期にさかのぼる極めて古い神名帳であり、そこに多奈波太神社、綿神社及び羊神社の三社がひしめくように存在していた事実が明記され、かつ、渡来人が織物を織っていたという言い伝えが残っています。その渡来人が織物関係神社を創設したと考えていけない理由はないのです。さらに、行政区としての織部町は新しいが、なぜそういう町名になったかという、先掲『なごやの町名』にあるように、通称「おりべ」と呼ばれていたからです。

「おりべ」とは、むろん、律令体制下における織物に従事する部民のことですが、黒川周辺には渡来系の織物技術者集団が大量に住みつき、尾張氏ないし朝廷を通して大量の生産活動を行っていたと考えられます。式内社とは単なる神社の一覧表ではありません。朝廷が補助金(幣帛)を交付していたいわば公認の堂々たる神社です。それが三社も黒川周辺に鎮座していたわけですから、ひとくちに部民といっても、かなり大がかりな織物集団だったことは容易に推測されます。が、日々産出される大量の織物はどうやって朝廷を始め全国に供出(運搬)されたのでしょうか。考えられる運搬手段はただひとつ、海運ないし川運しか考えられません。黒川周辺はかつては海辺だったということですから、伊勢湾ないし木曾三川(木曾川、長良川、揖斐川)の河口に直結しています。これが多奈波太神社、綿神社、羊神社に並んで、河口や入り江に由来する小江神社が存在する原因に相違ないのです。

古代においては繊維産業は現代の自動車産業、否、それ以上と断言してよい、巨大かつ重要な産業だったに相違ありません。遙か古代にさかのぼるこうした繊維街の形成が、名古屋の長者町繊維街を生み、一宮市の繊維産業を発展させ、豊田佐吉の自動織機の発明へとつながる素地になっていると私には思われるのです。

以上、四神社の中核的位置にあるのはいうまでもなく、多奈波太神社といいいいでしょう。そこで、最後に多奈波太神社の写真を掲げて本稿の締めくくりとしたいと思います。

長らくのお付き合いありがとうございました。



(2014年7月29日 稿了)

前回到引き続き掲載します。

- ・ 159号 (平成25年11月)
 - 1 はじめに
 - 2 咸亨元年(670年)の遣唐使
- ・ 161号 (平成26年1月)
 - 3 白雉4年の遣唐使
- ・ 162号 (平成26年2月)
 - 4 白雉5年の遣唐使
- ・ 164号 (平成26年4月)
 - 5 齊明5年の遣唐使
- ・ 167号 (平成26年7月)
 - 6 舒明2年の遣唐使

九州王朝の遣唐使 (その6)

名古屋市 佐藤章司

7 天智4年の遣唐使

「白村江の戦い」以降の倭と唐の外交について考察する。

『日本書紀』から関連記事を拾い出して、下に記す。

1) 天智4年(665年)の条

- ①九月二十三日、唐が朝散大夫沂州司馬上柱国劉徳高等を遣わしてきた。
 - 等というは右戎衛郎将上柱国百濟禰軍・朝散大夫柱国郭務悰をいう。全部で二百五十四人。
- ② — 七月二十八日、対馬着。
- ③ — 九月二十日、筑紫に着き、二十二日に表函をたてまつった。
- ④冬十月十一日、盛大に菟道で閱兵をした。
- ⑤十一月十三日、劉徳高らに饗応をされた。
- ⑥十二月十四日、劉徳高らに物を賜った。

この月、劉徳高らは帰途についた。

- ⑦この年、小錦守君大石等^(注1)を大唐に遣わした、云々と。 — 等というのは、小山坂合部連石積^(注2)・大乙吉士岐弥・吉士針間を言う。思うに唐の使人を送ったものであろう。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、227・228頁)

なお、③⑤⑥と同様の記事が天智3年の条にある。

- ・ 天智3年夏5月17日
百濟にあった鎮将劉仁願は、朝散大夫郭務悰らを遣わし表函と献物を奉った。
- ・ 天智3年10月1日
郭務悰らを送りだす勅をお出しになった。この日鎌足は沙門智祥を遣わして、品物を郭務悰に贈られた。
- 4日
郭務悰らに饗応された。
- ・ 天智3年12月12日
郭務悰らは帰途についた。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、225・226頁)

以上、『日本書紀』に混乱があるが①～⑥の記事は本来、天智3年の事であろう。そして年が明け、天智4年になって、「小錦守君大石等を大唐に遣わした」となったはずである。この「小錦守君大石等を大唐に遣わした」が今回のテーマである「天智4年の遣唐使」である。

さて、劉徳高(郭務悰)らの来倭理由となったものに、「白村江の戦い」があるが、その来倭目的は戦後処理の交渉であろう。劉徳高は勝者として、倭国(九州王朝)は敗者とし、交渉に臨んだこと、間違いなかろう。

この状況を中国史料から見ると、『旧唐書』百濟伝に、竜朔二年(662年)七月の条

仁軌、扶余豊²の衆に白江に遇い、四戦皆捷ち、その船四百艘を焚く。賊衆大いに潰ゆ。扶余豊、身を脱して走り、偽王子、扶余忠勝、忠志等、士女及び倭衆を率いて並び降る。

*1 白村江の戦い：『旧唐書』・『新唐書』では662年と記し、『日本書紀』は663年と記述され、1年の誤差がある。筆者の見解は『旧唐書』・『新唐書』に記す662年が正しいと考える。

*2 扶余豊は百濟王豊章のことであり、百濟・倭軍側の完敗である。倭衆・倭人とは、捕囚の身となった筑紫君薩夜麻らであろう。

(『九州王朝の論理』〈史料〉、183頁)

『新唐書』百濟伝には、竜朔二年(662年)七月の条

而して劉仁軌を遣わし、船師を率いて、熊津江より偕に進みて周留城に赴く。豊の衆、白江の口に屯す。四遇、皆克ち四百艘を火す。豊、走りて、在る所を知らず。偽王子、扶余忠勝、忠志、残衆及び倭人を率いて命を請う。諸城皆復す。

仁願、軍を勅して、還り留まる。仁軌、代わりて帝を守り、扶余隆¹を以て熊津都督と為し、国に帰らしむ。

(『九州王朝の論理』〈史料〉、186頁)

この倭国の敗北の結果、

- ・戦争賠償。
- ・筑紫都督府の設置
- ・筑紫君薩夜麻らの処遇等が主要な交渉になったであろう。

特に筑紫君薩夜麻の処遇については交渉のカードとして常に持ち出し、その度に倭国側は要求のみ込んだはずだ。それを示すものに、この時に劉徳高側は全員で二百五十四人という人数の少なさで、敵国であった国に来倭したのである。薩夜麻が唐の捕囚の身であるからこそ出来た自信の表れである。

天智3年(664年)5月17日、筑紫に着いて表函を奉った相手は難波長柄豊碕宮に居する九州王朝の天子(天皇)であること間違いないだろう。『二中歴』によれば九州年号では白鳳(661～684)であり、劉徳高(郭務悰)の来倭した664年は白鳳4年となる。この白鳳年号期間を統治した九州王朝の天皇を探すと野中寺弥勒菩薩像の銘文にある丙寅年=666年の女性(前皇后)である中宮天皇となる。薩夜麻の母親である。

郭務悰らの来倭を受けて倭国側の取り得る対応はまず、第一に捕囚の身となった筑紫君薩夜麻の生存確認であったはずだ。これが天智4年「小錦守君大石等を大唐に遣わした」最大理由あり、同

時に劉徳高の要求する筑紫に唐の組織である「筑紫都督府」の設置を、承諾したのである。

2) 天智6年(667年)の条

- ①十一月九日、百濟の鎮將劉仁願は熊津都督府熊山県令上柱国司馬法聰らを遣わして、大山下境部連石積らを筑紫都督府に送って来た。
- ②十三日、司馬法聰らは帰途についた。小山下伊吉連博徳^(注3)・大乙下笠臣諸石を送使とした。(講談社学術文庫『日本書紀』下、229頁)

筑紫都督府とは、岩波文庫『日本書紀』(五)²の頭注で

筑紫大宰府をさす。原史料にあった修飾がそのまま残ったもの。(岩波文庫『日本書紀』五、41頁注)

と記し、筑紫にあった大和朝廷の下部組織と解しているが、全体の文脈から見ても、原文の表記から見ても熊津都督府や筑紫都督府は、唐の設置した機関で間違いなからう。岩波文庫『日本書紀』は「大和一元史観」から一歩も抜け出していない。

因みに熊津都督府は唐が百濟統治のため、熊津に置いた行政府とある。(他に馬韓・東明・金漣・徳安)この熊津都督府に元百濟国の太子扶余隆が662年に熊津都督となって唐から帰国する。唐が百濟を間接統治したのである。

元百濟国の太子、扶余隆と倭国(九州王朝)の太子、筑紫君薩夜麻が辿った運命が、よく似ていると思う。

- ①共に太子であること、
- ②唐に捕囚され長安に連れ去られたこと。
- ③その後、解放され扶余隆は熊津都督になって帰国すること、
- ④薩夜麻も解放されて帰国する。その際、薩夜麻も筑紫都督という唐の傀儡政権の人物として帰国したのではなからうか。境(坂合)部連石積らの帰国先が筑紫都督府であることが、このような示唆をしているのではなからうか。石積は筑紫都督府の行政官として帰国した。筑紫において唐の間接統治が始まったのだらう。今後の検討課題である。

*1 扶余隆は百濟国の太子である。顕慶五年(660年)唐の為に百濟王義慈とともに捕囚の身となり、唐の首都長安に連れ去られた。

*2 岩波文庫『日本書紀』五：校注者坂本太郎始め四名、岩波書店、1995年3月

このように、九州王朝の存在なしには古代史の真相は見えてこないだろう。

3) 天智7年(668年)の条

一月二十三日、送使の博徳らが帰朝し、使命を果たしたことを報告した。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、230頁)

使命とは現地において(唐)薩夜麻の安否確認が出来た。その報告であろう。

4) 天智8年(669年)の条

この年、小錦中河内直鯨らを大唐に遣わせた。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、234頁)

詳細は、拙著「九州王朝の遣唐使(その1)」(『東海の古代』第159号 平成25年11月)を参照されたい。

高麗の平定(668年)を賀した遣唐使であると『唐会要』倭国伝は記しているが、名目的はそうであろうが、実質は「筑紫君薩夜麻の解放と帰還」にあること、間違いない。

事実669年、筑紫を出発し、670年、長安に着き、671年、薩夜麻の解放があり、筑紫に帰還させている。

『日本書紀』に天智十年(671年)十一月十日に、

対馬国司が使いを大宰府に遣わして、「今月二日に、沙門道久・筑紫君薩野馬(薩夜麻)・韓島勝娑婆・布師首磐の四人が唐からやってきて、唐の使人郭務悰ら六百人、送使沙宅孫登ら千四百人、総計二千人が船四十七隻に乗って比知島に着きました。語り合って、今吾らの人も船も多い。すぐ向こうに行ったら、恐らく向こうの防人は驚いて射かけて来るだろう。まず道久らを遣わして、前もって来朝の意を明らかにさせることに致しました。と申し立てず、と報告した」

(講談社学術文庫『日本書紀』下、239頁)

(下線は佐藤が加筆)

と記している。

郭務悰ら六百人は筑紫都督府に着任する唐側の人物であろう。六百人が筑紫の間接統治の人数である。

薩夜麻の帰還には事前に唐から通知があったはずである。

天智十年一月十三日、

百済にある鎮将劉仁願が、李守真らを遣わして、上表文を奉った。

同年秋七月十一日、

唐人李守真らと百済の使人らは帰途に着いた。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、238・239頁)

この李守真らの来倭の目的は薩夜麻の帰還に合わせた準備である。すなわち、筑紫都督府の設置の具体的な指示や確認作業を伴ったものだった。上に記した『日本書紀』に天智十年(671年)11月10日に薩夜麻らが突然帰還した、と思わせる記事は(上の文の下線部分)『日本書紀』編纂者の改編である。そうではなくて、用意周到に準備された帰還であった。

(注1) 守君大石

1、斉明天皇7年(661年)8月、斉明天皇の命により、後軍の將軍大花下安倍引田比羅夫臣・大山上物部連熊・大山下狭井連檳榔・小山下秦造田来津らとともにを百済救援のため出兵した。百済救援後に生きて帰国し、4年後(665年)の遣唐使として派遣された。

上に記した「大山上」の「冠位19階」は九州王朝の制定した冠位制度であり、守君大石は九州王朝の臣下である。

2、斉明4年(658年)11月11日、有間皇子は謀反の罪で処刑された。守君大石・坂合部連葉らもこの謀反に連座して捕えられ、守君大石は上毛野国に、坂合部連葉は尾張国に流罪とされた。

有間皇子が謀反を起した理由として、天皇の治世に三つの失政があり

①大きな蔵を立てて、人民の財を集め積むこと。

②長い用水路を掘って、人夫にたくさんの食糧を費やしたこと。

③船に石を積んで運び、岡を築くというようなことをした。

を上げている。

これらは大和ではなくて、筑紫の水城や山

城の防御施設の築造であり、白村江の戦い以前の築造であろう。

この時代、上毛野国や尾張国（評制）と支配関係を保っていたのは九州王朝であり、大和王朝ではない。この事からも、有間皇子は九州王朝の皇子であり、『日本書紀』のこの記事は九州王朝側の『史書』から盗用され、九州王朝の皇子から大和王朝の皇子に改編されて記述されている。

そうでなくては、有間皇子と九州王朝の臣下である守君大石との接点など、あり得ないであろう。斉明4年（658年）「有間皇子の変」から、たった3年で流罪が解け、百済救援の主要メンバーに任命され、対唐・新羅戦に参戦している。

- 3、有間皇子の反乱は、斉明天皇4年（658年）冬10月に斉明天皇や中大兄皇子は「紀の湯」に行幸されていた隙を狙ったものであり、蘇我赤兄の密告によって捕えられ、11月9日、紀の湯に送られて、中大兄皇子自から死罪を下されるのである。

また、持統天皇6年（692年）3月3日「伊勢行幸」は、中納言大三輪高市麻呂の諫言を聞き入れず、伊勢行幸を強行した。これは、朱鳥6年（692年）『日本紀』に記す筑紫に都をおく、九州王朝の天子「中皇命」の34年遡った「紀伊・伊勢」行幸だった。

右は、日本紀に曰く、朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰、淨広肆広瀬王等を留守の官となしき。ここに中納言三輪朝臣高市麻呂、その冠位を脱ぎて、朝に啓上げ、重ねて諫めて曰さく、農作の前、車駕いまだ動きたまふべからずと申しき。辛未、天皇、諫めに従ひまさずして、遂に伊勢に幸しき。五月乙丑朔庚午、阿胡の行宮に御しきといへり。（『古代史の十字路－万葉批判－』333頁）

上の『日本紀』とは九州王朝の史書ではなからうか、そこには九州年号が（例えば朱鳥）記述されていた。

斉明の「紀の湯」行幸、持統の「伊勢行幸」および『日本紀』での「伊勢行幸」は人物も時代（時間帯）も別々のものとして記されているが、本来は九州王朝の天子「中皇命」の「紀伊・伊勢」行幸のことである。それを『日

本書紀』は斉明紀と持統紀に分けて改編している。

「持統天皇の吉野行幸は大和の吉野ではなくて34年前の九州王朝の天子の佐賀吉野の軍事視察である」とする説に「中皇命」の「紀伊・伊勢」行幸を適用させると、692-34=658年（斉明4年）は「有間皇子の変」に重なる。中大兄皇子（後の天智天皇）ではなくて、九州王朝の白雉年号時代を統治した天子であり筑紫君薩夜麻の父親の「中皇命」が有間皇子を殺したのである。

※有間皇子の変は「九州王朝の遣唐使」のテーマから離れるので詳細は別に論じる。

（注2）坂合部連石積

斉明5年の遣唐使で大使として派遣されるが、座礁して死亡した坂合部連石布および遣唐使の一員として助かった坂合部連稻積等と同族で、外交関係の専門家であろう。

（注3）伊吉連博徳

斉明5年の遣唐使の一員として唐に渡っている。九州王朝の臣下である。後に、文武4年（700年）、遣唐使の経験を買われて、律令撰定に直広肆の冠位で参加し、大宝元年（701年）には従五位下となり、九州王朝の臣下から大和朝廷に転進している。

『日本書紀』の書名と性格

名古屋市 石田敬一

1 中国正史の書名と性格

中国の二十四の正史は、支配者に関する出来事を年毎に記述する「本紀」、官僚などの人物や事柄を記した「列伝」などをまとめた「紀伝体」で編集されています。そして、その史書の名称は、『史記』や『三国志』以外は『漢書』『後漢書』『宋書』『晋書』『梁書』『陳書』『周書』『隋

書』『旧唐書』『新唐書』など、国名+「書」で示されます。『史記』は、元の書名は『太史公書』であり、また『三国志』も中身は『魏書』『呉書』『蜀書』に分かれており、中国正史の書名は、国名+「書」という表記が一般的と考えてよいでしょう。

問題は、国名+「書」の書名を持つ中国正史の性格です。

これらの史書は、一つの王朝が滅びた後、次の王朝がその滅亡した王朝の出来事について編纂したものです。

とりわけ、唐の時代には、北朝系王朝の支配の正統性を明らかにするため、南朝系の晋、梁、陳を始め、周（北周）や隋など、滅亡した前王朝の史書の編纂を国家事業として進められました。古代中国では、史書の書名や性格がルール化されていたと考えられます。

2 日本書紀の書名と性格

この中国正史に対して、『日本書紀』は年代順に出来事を記す「編年体」とされます。書名は国名+「書」のスタイルである『日本書』に「紀」がプラスされており、中国正史の書名とはやや異なっています。ただ、中国正史の編集方式である「紀伝体」の「本紀」の部分だけを示した書であるという考え方で名付けられた書名とすれば、『日本書紀』の書名は、国名+「書」が基本であって、まさに中国史書に倣った形といえます。

中国正史のように国名+「書」であっても、『日本書紀』のように国名+「書」+「紀」のいずれにしても国名+「書」の形が基本であり、『日本書紀』の書名は、滅亡した前王朝の歴史を次の王朝がまとめたものとする古代中国のルールに従った表記であると考えべきでしょう。

というのも、日本の正史である六国史のうち『日本書紀』を除いた『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の五つの正史は、国名+「書」のスタイルではありません。これらの五史は、継続した天皇家の書物ですから、『日本書紀』の名称とは対称的に、国名+「書」の書名になっていないということでしょう。

『日本書紀』は、滅亡した前王朝に取って代わった次の天皇家が編纂した史書であるのに対して、これらの五史は、天皇家自らの出来事について編纂されたものであり、それが書名に現れているのだと思います。

3 日本の古代史学の認識

このように『日本書紀』の書名からわかることは、滅びた前王朝の出来事を次の王朝が書き記したものであるということです。これはたいへん重要な問題です。しかし、『日本書紀』の書名からわかることは、単に滅びた前王朝の出来事を次の王朝が書き記したものであるということのみではありません。さらに重要なことは、その書名は、滅びた前王朝の国名が「日本」であったということを示しています。

一般的には、天孫降臨以来、一貫して近畿王朝は続き、『日本書紀』の編纂の前後においても、近畿王朝は途切れることなく継続していると考えられていると思います。それが日本の古代史学の一般常識でしょう。日本の古代史学では、近畿王朝は滅亡することなく続いており、引き継いだその後の天皇家が近畿王朝の出来事を『日本書紀』に記述し編纂したと捉えられています。

しかし、中国正史の書名のルールに倣えば、こうした日本の古代史学の認識は間違っています。『日本書紀』の書名から分かることは、「日本」王朝が滅亡したあとになって、「日本」王朝とは別の次の王朝である天皇家が『日本書紀』を編纂したということです。これは必然の理路の帰結だと私は思います。

これまでの日本の古代史学には、こうした理路が欠如していたため、『日本書紀』にある様々な疑問を解決できなかったのではないかと考えています。

4 『日本書紀』の西村命題

西村秀己氏（古田史学の会・全国世話人）が『日本書紀』に関する新説について、常に問うてこられた「何故、日本書紀が今のような内容になったか」という命題を「西村命題」と古賀達也氏（古田史学の会・事務局長）は名付けて

おられます。

この「西村命題」について、西村氏の論考「削偽定実の真相—古事記序文の史料批判—」（「古田史学会報」第68号、2005年6月1日）から一部を抜き出します。

さて、安萬侶は何故継体に触れていないのだろうか。近畿天皇家の歴史を前後四〇〇年の漢に置き換えるならば、神武が高祖劉邦、そして継体は光武帝劉秀に相当する。また、継体は八世紀の天皇家にしてみれば直接の先祖である。ところが、傍系の仁徳を聖帝と称揚するにもかかわらず、継体が登場しないのである。

次に、我々多元論者にとって最大級の謎に言及する。序文を定説通り解釈する以上、「史実」上の「初代」天皇たる文武がまったく登場しないことである。そもそも古事記や日本書紀は何の為に書かれたのか。それは八世紀以降の近畿天皇家の正統性を主張するためである。（「古田史学会報」第68号）

私は次のように考えます。安萬侶が継体に触れていないのは、まさしく八世紀の近畿天皇家の先祖であるからだと思えます。天皇家の立場からすれば、継体は滅亡した前王朝の王者ではないので触れていないのです。

また、文武がまったく登場しないのは、これもまた滅亡した前王朝の王者ではなく、八世紀の天皇家の王者だからこそ登場しないのです。

近畿王朝は自らの出自が九州の天孫族であることを明らかにしています。むしろ天孫族であることに誇りを持っているようにさえ思われます。それは、近畿王朝が正当な支配者であることを示すためです。近畿王朝は神武の時代から列島の代表者であって中国と交流してきた倭国であると主張しているのです。しかしながら、一方で、その倭国の傍流の日本国は滅亡したという立場で編集されているのだと思えます。

5 まとめ

私は、滅亡した前王朝である「日本」王朝の正史について、次の王朝である天皇家が編纂したのが『日本書紀』であると考えます。

こうした考え方に立つと、「西村命題」に答えられるのではないかと思います。

7 月例会報告

○ 鬼界カルデラの大噴火とその影響

知多郡阿久比町 竹内 強

およそ7300年まえに起きた鹿児島沖の硫黄島付近鬼界カルデラの大噴火は、日本列島に甚大な被害を与えた。鹿児島地方などは、噴火による火砕流により短時間に数百度となって焼き尽くされた。九州全体が厚い火山灰でおおわれ、何日も太陽の光さえ届かなかった。その灰は四国・中国地方、更に関東・東北にまで及んだ。私の住む知多半島にもアカホヤ火山灰層として約十数センチメートルの地層として残っている。この火山灰層が作物のできない地域へと変えた。縄文前期はそうした時代であった。

問題はここからである。火山噴火予知連絡会会長の藤井敏嗣氏（東大名誉教授）は警告する。日本列島では12万年間に18回の巨大カルデラ噴火が起きている。つまり6000年に一回程度起きていることになる。一番最近起きたのが7300年前の鬼界カルデラの大噴火であるだとすると、すでに6000年以上経過したことになり、いつ噴火が起きてもおかしくない状況である。川内原発が規制以内だから再稼働するというが本当に大丈夫なのか。いったん爆発が起きれば、直接的な影響を受けなくとも、その火山灰によって送電線あるいはダム水道水の貯水池なども使えなくなる。藤井氏は福島第一原発の現実を忘れてはいけないとされる。

藤井氏の論説を紹介しながら、縄文文化を一変させた鬼界カルデラ噴火は、現代の私たちへの警告ではないだろうかと思いかけた。

○ 年代記類に記載されている古代逸年号の類型

瀬戸市 林 伸禧

「東海の古代」134号（平成23年10月）で、古代逸年号が記載されている年代記類のパターンを5分類に分けてその状況を報告したが、新たな年代記類

- ・塵荊鈔—吾朝人皇世系事
- ・百瀬川—往古年号
- ・納音付年代記

・日本帝皇年代記

を収集出来たので報告した。

また、年代記には『日本書紀』及び皇代記類の影響を受けたものが存在する。このことを踏まえて類型を変更する必要があると思われたので、その試案を併せて報告した。

○ 舒明2年の遣唐使

名古屋市 佐藤章司

舒明2年の遣唐使を、中国サイドの『旧唐書』と『日本書紀』を比較検討した結果、大和王朝からの遣唐使ではなくて、九州王朝の遣唐使であると結論を得たので、本誌に投稿した。その内容を「古田史学の会・東海」の7月例会の席上、「九州王朝の遣唐使（その5）」にそって、概略発表したの報告する。

そのポイントは『旧唐書』の倭国・日本国の併用記載があり、舒明2年の遣唐使は倭国に記述され、一方『日本書紀』は九州王朝の『史書』日本紀？に記載されていたものを盗用して編纂されている。

舒明2年の遣唐使である大仁犬上君三田耜や大仁薬師恵日の「大仁」の冠位は九州王朝の冠位制度である。又、薬師恵日はこの後、白雉5年の遣唐使で副使という大役を受けている。……等々の説明をした。

このように『日本書紀』舒明紀も九州王朝の史書から多くの記事を盗用して利用している。その例をひとつ、下に記す（追記）

舒明天皇二年（630年）三月一日の条、

- **高麗の大使宴子拔** ・小使若徳 と
- **百済の大使恩率素子**・小使徳率武徳

が共に朝貢した。

- **この年、改めて難波の大郡と三韓の館を修理した。** おおごおり（講談社学術文庫『日本書紀』下、128頁）

なお、「難波の大郡」は白雉3年（652年）春1月1日の条に、

元旦の拝礼が終わって帝の車駕は大郡宮においてになった。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、192頁）

とあるように、筑紫にあって大郡宮から難波長柄

豊碓宮の完成をもって遷居したのであり、三韓（高句麗・百済・新羅）の使節団の宿泊施設も筑紫にあったことになる。

上の舒明天皇二年（630年）三月一日、記事も九州王朝の史書からの盗用である。

8月例会予定

日時：8月10日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第5集会室）

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」から南西へ徒歩8分
- ・市バス「市役所」から東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）
- ・詳しくは、本会ホームページの「例会ー市政資料館案内図」で確認してください。

今後の予定

9月例会：9月21日（日）名古屋市市政資料館

10月例会：10月19日（日）名古屋市市政資料館

例会は、9・10月は**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「**20部**」ご用意願います。